

議案第17号関連資料

明石市介護保険条例の一部を改正する条例制定について

1 改正の目的・理由

市民への負担の軽減や事務の効率化を目的に、普通徴収に係る保険料の納期を変更するとともに、保険料段階の判定に用いる基準所得金額の区分を見直すほか、所要の整備を図るため、条例の一部を改正しようとするもの。

2 改正等の概要等

(1) 普通徴収に係る納期の変更（第4条関係）

（現行）6月から翌年3月までの各月末日

（改正）7月から翌年3月までの各月末日

保険料の決定時期を7月へ変更し、所得照会の結果や税の修正申告の内容を保険料に反映させることができることにより、保険料額の変更通知による混乱や二重納付で発生する還付請求手続きなどの市民の負担の軽減を図る。

(2) 保険料段階の判定に用いられる基準所得金額の変更（第3条関係）

所得段階ごとの第1号被保険者（65歳以上）の数を踏まえて、令和3年度から令和5年度までの各年度における基準所得金額の区分を一部変更する。

保険料段階	改正	現行
第9段階	150万円以上 <u>210万円</u> 未満	150万円以上 <u>200万円</u> 未満
第10段階	<u>210万円</u> 以上 <u>320万円</u> 未満	<u>200万円</u> 以上 <u>300万円</u> 未満
第11段階	<u>320万円</u> 以上 400万円未満	<u>300万円</u> 以上 400万円未満

(3) 延滞金の割合等の特例に係る所要の整備<附則第7条関係>

地方税法の改正により、延滞金を算出する際に用いる割合の名称変更に伴う文言の見直し等を行う。

(4) 保険料率の算定に関する基準の特例<附則第10条関係>

税制改正に伴う給与所得控除及び公的年金等控除の10万円引き下げによる介護保険料や保険給付の負担増を防ぐため、令和3年度から令和5年度までの保険料率等の算定に関する基準の特例を新設する。

3 施行期日

令和3年4月1日から施行する。ただし、附則第7条の改正は、公布の日から施行する。